

新申請・届出様式 について



平成28年1月からマイナンバー制度が開始されましたが、それに伴い平成28年11月より加入申請書及び喪失届出書が新しい様式に変更となりました。

今後、加入の申請及び喪失の届出をされる方は、下記をご確認のうえご申請ください。

新様式ではマイナンバーの記載が必要になります！

<加入申請書>

太枠内を必ず記入してください。
●組合員が加入する場合…②・④・⑤・⑥・裏面7を記入
(家族が同時加入する場合は③も記入)
●家族が加入する場合…①・③・④・⑤・⑥・裏面7を記入

理事長	副理事長	専務理事	事務局長	課長	係
-----	------	------	------	----	---

国民健康保険被保険者加入申請書

① 被保険者証記号	加入者氏名	資格区分	組合員との続柄	性別	生年月日	個人番号(マイナンバー)
2 ② 組合員	フリガナ	税理士 勤務税理士 職員	本人	男女	S H	
3 ③ 家族	フリガナ	家族		男女	S H	
3 ③ 家族	フリガナ	家族		男女	S H	

<喪失届出書>

太枠内を必ず記入してください。
●組合員が喪失する場合…①・②・④・⑤・⑥・⑦を記入
(家族が同時喪失する場合は③も記入)
●家族が喪失する場合…①・③・④・⑤・⑥・⑦を記入

理事長	副理事長	専務理事	事務局長	課長	係
-----	------	------	------	----	---

国民健康保険被保険者喪失届出書

① 被保険者証記号	喪失者氏名	資格区分	組合員との続柄	性別	生年月日	個人番号(マイナンバー)
2 ② 組合員	フリガナ	税理士 勤務税理士 職員	本人	男女	S H	
3 ③ 家族	フリガナ	家族		男女	S H	
3 ③ 家族	フリガナ	家族		男女	S H	

提出書類

●加入時

	加入者			
	税理士	勤務税理士*	職員	家族
加入申請書	○	○	○	○
住民票(世帯全員記載)※1	○	○	○	○
番号確認書類※2	○	○	○	○
身元確認書類※2	○			

※1 住民票は平成29年6月まで添付が必要ですが、平成29年7月以降は情報連携が開始されるため添付は不要となる予定です。

※2 詳細は加入申請書別紙の「添付書類について」を参照

●喪失時

	喪失者			
	税理士	勤務税理士*	職員	家族
喪失届出書	○	○	○	○
被保険者証	○	○	○	○
高齢受給者証(70~74歳)	○	○	○	○
限度額認定証(該当者)	○	○	○	○
番号確認書類※3	○	○	○	○
身元確認書類※3	○			

※3 詳細は喪失届出書別紙の「添付書類について」を参照

※当組合では所属税理士=勤務税理士での登録となります。
(税理士法人の場合、代表社員以外の社員税理士についても「勤務税理士」となります。)

ご加入の事業所へは既に新様式を送付しています。

新様式の詳細については当組合ホームページをご確認ください。